

平成30年度田原市内保育園・認定こども園保育料（利用者負担額）一覧表

○教育標準認定（1号）保育料

階層区分		保育料（月額・円）
生活保護世帯等		A 0
市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）		B 2,000
得民市 割税町 額所村	所得割課税額 77,100円以下	C1 5,500
	所得割課税額 211,200円以下	C2 14,800
	所得割課税額 211,201円以上	C3 18,600

○保育認定（2号・3号）保育料

階層区分		保育料（月額・円）				
		2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）		
		短時間	標準時間	短時間	標準時間	
生活保護世帯等（※）		A	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯		B	5,800	6,000	7,800	8,000
均等割のみ又は所得割 10,000円未満		C	7,800	8,000	8,800	9,000
市 町 村 民 税 所 得 割 額	所得割 10,000円～48,600円未満	D1	10,800	11,000	12,700	13,000
	所得割 48,600円～97,000円未満	D2	14,700	15,000	16,700	17,000
	所得割 97,000円～120,000円未満	D3	18,600	19,000	21,800	22,200
	所得割 120,000円～169,000円未満	D4	21,600	22,000	30,300	30,900
	所得割 169,000円～220,000円未満	D5	22,600	23,000	39,100	39,800
	所得割 220,000円～260,000円未満	D6	23,100	23,500	42,400	43,200
	所得割 260,000円～301,000円未満	D7	23,500	24,000	45,800	46,600
	所得割 301,000円～397,000円未満	D8	23,900	24,400	51,100	52,000
	所得割 397,000円以上	D9	24,900	25,400	52,000	53,000

○共通事項

- 【年齢区分】入所児童の年齢区分は、入所年度の初日（4月1日）の前日の年齢で、年度途中は変更されません。
- 【市町村民税額】市町村民税の額は、4月から8月分は前年度、9月から3月分は当該年度の課税額で判定し、税額控除のある場合は控除前の課税額で判定します。ただし、調整措置を反映した課税額とします。
- 【世帯の階層区分】世帯の階層区分は、その児童と同一世帯で生計を一にしている保護者の課税額により認定します。児童の父母が市町村民税非課税の場合で、生計を一にしている祖父母がいる場合は祖父母の課税額により認定します。
世帯の階層区分のうち「生活保護世帯等」とは、生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。（※ 2号・3号の生活保護世帯等には、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯を含む。）
- 【特定被監護者等】支給認定保護者に監護される者（未成年者）、監護されていた者、支給認定保護者（又は配偶者）の直系卑属（子、孫）であって、支給認定保護者と生計を一にする被扶養者（別居も可）をいいます。

○教育標準認定（1号）：幼稚園、認定こども園

- 【母子父子等減免】母子・父子世帯または在宅障害児（者）のいる世帯で階層区分がB階層に認定された世帯は保育料を無料、C1階層に認定された世帯は最年長の特定被監護者等から1人目の保育料は2,000円、2人目以降は無料となります。
- 【多子世帯軽減】幼稚園や保育園、認定こども園などを兄弟で利用する場合、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。幼稚園等に入所している児童の上の子が他の幼稚園等を利用している場合は、同時入所とみなして保育料が算定されます。
- 【低所得世帯の多子世帯軽減】階層区分がB階層と認定された世帯で特定被監護者等が2人以上いる世帯の保育料は、最年長の特定被監護者等から2人目以降は無料となります。C1階層と認定された世帯で特定被監護者等が2人以上いる世帯の保育料は、最年長の特定被監護者等から2人目は半額、3人目以降は無料となります。（特定被監護者等が同一世帯でない場合は、申請が必要）

○保育認定（2号・3号）：保育園、認定こども園

- 【母子父子等減免】母子・父子世帯または在宅障害児（者）のいる世帯で階層区分がB階層に認定された世帯は保育料を無料、C階層又はD1階層に認定された世帯は最年長の特定被監護者等から1人目は保育料から1,000円を控除した額の半額、D2階層（市民税所得割額が77,101円未満に限る。）に認定された世帯の最年長の特定被監護者等から1人目の保育料はB階層と同額（減免・軽減前）となります。また、C階層、D1階層又はD2階層（市民税所得割額が77,101円未満に限る。）に認定された世帯の最年長の特定被監護者等から2人目以降は無料となります。
- 【多子世帯軽減】幼稚園や保育園、認定こども園などを兄弟で利用する場合、入園している最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。保育園に入所している児童の上の子が幼稚園等を利用している場合は、同時入所とみなして保育料が算定されます。
- 【低所得世帯の多子世帯軽減】階層区分がB階層と認定された世帯で特定被監護者等が2人以上いる世帯の保育料は、最年長の特定被監護者等から2人目以降は無料となります。C階層からD2階層（D2階層は市民税所得割額が57,700円未満に限る。）と認定された世帯で特定被監護者等が2人以上いる世帯の保育料は、最年長の特定被監護者等から2人目は半額、3人目以降は無料となります。（特定被監護者等が同一世帯でない場合は、申請が必要）
- 【第三子軽減】満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童が3歳未満児で入所した場合は無料となります。